弥生

申告書記入ガイド

-令和8年分-

本ガイドは、年末調整時に提出する各種申告書を
漏れなく、間違いなく記入するためのガイドです。
申告書に記入する内容は個人の事情により異なります。
あなたが記入するべき項目を正しく把握して記入しましょう。

© 2026 Yayoi Co., Ltd.（無断転載を禁じます）

2026.10月版
CRF-260501

申告書の記入から提出までの流れ

弥生

●申告書の記入

申告書は3種類あります。申告書の種類ごとに詳細な確認項目や、記入・計算の手順などを記載してありますので、案内に従って申告書を記入してください。
以下の順序に従って記入していくことで、作業の手戻りを防ぐことができますのでご確認ください。

記入順序	申告書名	記入手順と確認方法		記載ページ
1	扶養控除等(異動)申告書 令和9年分を記入した後に、令和8年分の確認に進んでください。	令和9年分※の記入	STEP-1　記入する必要のある項目を確認するためのチェックシート	P03
			STEP-2　「STEP-1でチェックの付いた項目」の詳細説明と記入方法の手引き	P04～P11
		令和8年分の確認	[既に記入済みの申告書]の内容を確認するための手引き	P12
2	保険料控除申告書	令和8年分の記入	STEP-1　記入する必要のある項目を確認するためのチェックシート	P13
			STEP-2　「STEP-1でチェックの付いた項目」の詳細説明と記入方法の手引き	P14～P19
3	基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	令和8年分の記入	STEP-1　記入する必要のある項目を確認するためのチェックシート	P20
			STEP-2　「STEP-1でチェックの付いた項目」の詳細説明と記入方法の手引き	P21～P24

※「扶養控除等(異動)申告書」においては、令和7年分より、前年から変更が無い場合は簡易な申告書の提出が可能になりましたが、本ガイドは各項目を確認しながら該当項目を記入する方式で記載しております。簡易な申告書の記入方法については記載しておりませんのでご了承ください。

●申告書記入後の最終確認

申告書をすべて記入し終えたら、提出前に必ず最終確認を行ってください。
以下の項目を確認してチェック欄にレ点を付けてください。

確認事項	確認番号	チェック	確認内容	詳細確認ページ
あなたの基本情報	①	□	記入漏れや記入間違いがない	P02
保険料控除申告書に添付する証明書	②	□	必要な控除証明書を添付している ※証明書の添付方法はP02をご覧ください	
扶養控除等(異動)申告書に添付する書類 (国外に居住する家族がいる場合のみ)	③	□	**〈国外に居住する家族がいる場合〉** 送金関係書類と親族関係書類を添付している(留学の場合は「留学ビザ等書類」も必要) ※証明書の添付方法はP02をご覧ください	

すべてのチェック欄にレ点が付けば完了です。申告書と添付書類をまとめて提出しましょう。(本ガイドの提出は不要です)

確認事項① あなたの基本情報

●すべての申告書に記入します。赤い文字の箇所が記入されているかどうかを確認してください。

※グレー文字の箇所は会社が記入する欄です。

令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	ヤヨイ株式会社	（フリガナ）あなたの氏名	ヤヨイ　タロウ 弥生　太郎	あなたの生年月日	明・大・昭・平・令 53年 6月 20日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）	扶
神田 税務署長 千代田 市区町村長	給与の支払者の法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 ×\|×\|×\|×\|×\|×\|×\|×\|×\|×\|×\|×\|×	あなたの個人番号		世帯主の氏名	弥生　太郎		
	給与の支払者の所在地（住所）	東京都千代田区××××	あなたの住所又は居所	（郵便番号 101－ 0021） 東京都千代田区外神田4丁目14－1	あなたとの続柄	本人		
					配偶者の有無	有・無		

あなたがダブルワークをしていて、メインである勤務先とは異なる他の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出している場合は○を付けてください。

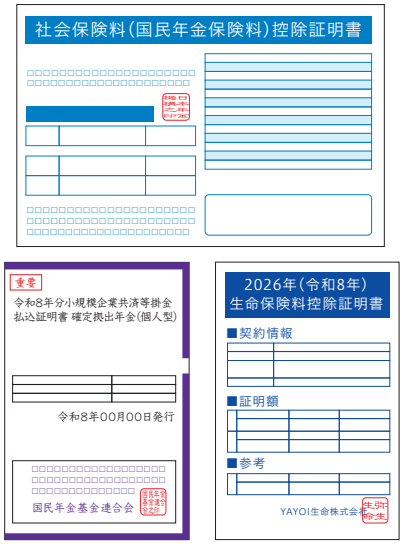
個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

記入例は［扶養控除等（異動）申告書］です。同様に［保険料控除申告書］と［基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書］も確認してください。

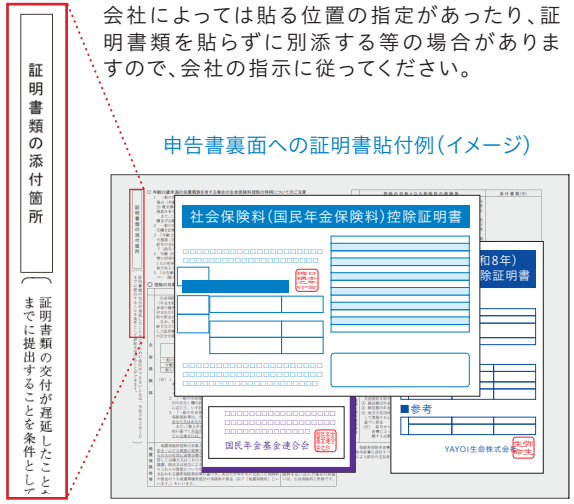
確認事項② 保険料控除申告書

●添付が必要な各種保険料の控除証明書の例です。申告書の裏面に貼ってください。

各種保険料の控除証明書例（イメージ）



申告書裏面には証明書類を貼る位置が記載されていますが、必ずしもここに貼らなければならないわけではありません。
会社によっては貼る位置の指定があったり、証明書類を貼らずに別添する等の場合がありますので、会社の指示に従ってください。



申告書裏面への証明書貼付例（イメージ）

【補足】控除証明書の発行者から控除証明書等を電子データで受領された場合

国税庁の「Q Rコード付証明書等作成システム」で電子データをPDFに変換し、印刷したものを申告書の裏面に貼ってください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm

確認事項③ 扶養控除等（異動）申告書

●添付が必要な書類の例です。必要に応じて取り寄せてください。

親族関係書類の例

- 戸籍の附票の写し
- 旅券(パスポート)の写し
- 外国政府または団体が発行した書類

留学ビザ書類の例

- 査証(ビザ)の写し
- 在留カードの写し

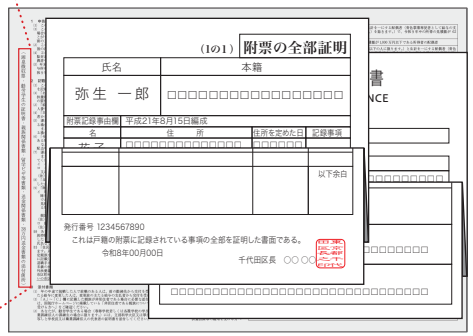
送金関係書類の例

- 外国送金依頼書の控え
- クレジットカードの利用明細書
- 電子決済の支払証明
- 電子決済の支払証明

申告書裏面には添付書類を貼る位置が記載されていますが、必ずしもここに貼らなければならないわけではありません。
会社によっては貼る位置の指定があったり、添付書類を貼らずに別添する等の場合がありますので、会社の指示に従ってください。



申告書裏面への書類貼付例（イメージ）



【補足】必要書類がよくわからない場合

必要書類については扶養控除等（異動）申告書の裏面【3 添付書類】に記載されていますのでご参照ください。

1 扶養控除等(異動)申告書の記入手順

弥生

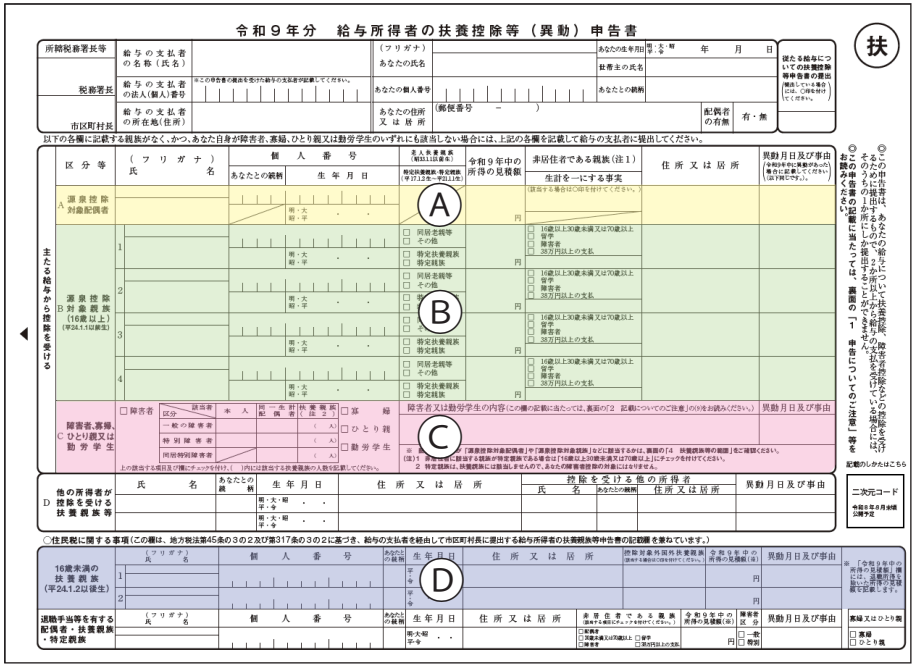
令和9年分の「扶養控除等(異動)申告書」は、令和9年1月からの給与計算における所得税額を算出するために提出します。
それぞれの項目を確認しながら、該当する欄を確認・記入してください。

令和9年分　STEP-1　記入する必要がある項目の確認

記入が必要な項目と内容は申告する人によって異なりますので、まず以下のチェックシートで確認しましょう。
あなたの該当する項目すべてのチェック欄にレ点を付けてください。

チェック	確認内容	記入欄	詳細ページ
□	あなたには生計を一にする(*)配偶者がいる	A	P04
□	あなたには生計を一にする(*)配偶者以外の16歳未満(注)の家族がいる	D	P05
□	あなたには生計を一にする(*)配偶者以外の16歳以上(注)の家族がいる	B	P06-07
□	あなた、または家族に障害者がいる	C	P08-09
□	あなたは下記のいずれかに該当する ●現在婚姻しておらず、かつ生計を一にする(*)子供がいる ●配偶者の生死が不明で、かつ生計を一にする(*)子供がいる ●夫との離婚後に婚姻しておらず、かつ扶養親族がいる ●夫と死別、または夫の生死が明らかでない	C	P10
□	あなたは高等学校、大学、一定の要件を満たした専修学校、認定職業訓練を行う施設などの生徒である	C	P11

(注)家族の年齢は、令和9年12月31日時点での見込み年齢で判断します。


令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

主たる給与から控除を受ける

A

B

C

D

他の所得者が控除を受ける扶養親族等

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の３の２及び第317条の３の２に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

(*) 用語解説

生計を一にする

「あなたの収入で生活する」ことをいいます。同居しているかどうかは関係ありません。別居している場合は『生活費や学資または療養費などを送金している』ときに【生計を一にする】ものとして取り扱われます。

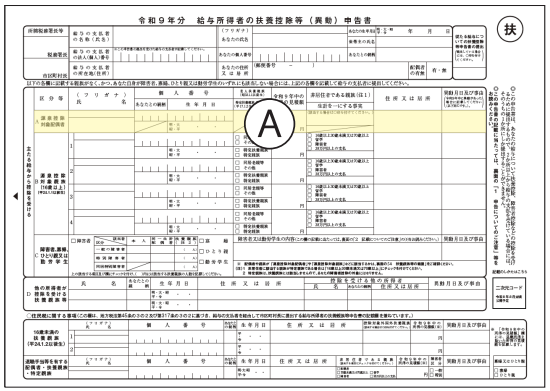
【生計を一にする】に該当する例



チェック欄にレ点が付いたら、それぞれの項目の詳細ページ(STEP-2)へ進みます。
項目毎に記入要件を確認しながら記入する手順を解説していますので、指示に従って申告書用紙へ記入してください。

弥生

令和9年分 STEP-2 源泉控除対象配偶者欄の記入方法 (記入欄Ⓐ)



以下のチェック欄のすべてにレ点が付いたら配偶者の情報を申告書に記入します。1つでも付かなければ記入不要です。
(注)所得金額は令和9年の見込み額で判断してください。

チェック	確認内容
☐	あなたの所得金額は900万円以下(給与収入のみであれば年収1,095万円以下)である
☐	配偶者の所得金額は95万円以下(給与収入のみであれば年収169万円以下)である
☐	配偶者は生計を一にする家族の青色事業専従者(*)として給与の支払を受けていない、白色事業専従者(*)でもない

記入例

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号 あなたとの続柄	個人番号 生年月日	老人扶養親族 (昭33.1.1以前生) 特定扶養親族・特定親族 (平17.1.2生～平21.1.1生)	令和9年中の所得の見積額	非居住者である親族(注1) 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和9年中に異動があった場合に記載してください(以下同じです)。)
源泉控除対象配偶者	ヤヨイ ハナコ 弥生 花子		明・大・昭・平 54・12・3		660,000円		同上	

〈所得の見積額〉欄には、令和9年の収入見積額(見込み額)から控除額を差し引いた額を記入します。
なお、控除額は収入の種類によって異なります。

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

(参考)収入の種類と控除額

収入の種類		控除額
給与(パート・アルバイトを含む)		74万円
公的年金	65歳未満	60万円
	65歳以上	110万円

(例)パートの収入が年間140万円の方

140万円 － 74万円 ＝ 66万円
(収入見積額) (控除額) (所得の見積額)

(*)用語解説

事業専従者

確定申告を青色申告・白色申告で行う個人事業主と生計(せいけい)を一(いつ)にしている配偶者や、15歳以上の親族などの家族従業員のことをいいます。

関連事例をご覧になりたい方は、国税庁のHPをご参照ください。
青色事業専従者である妻 検索
https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/11.htm

弥生

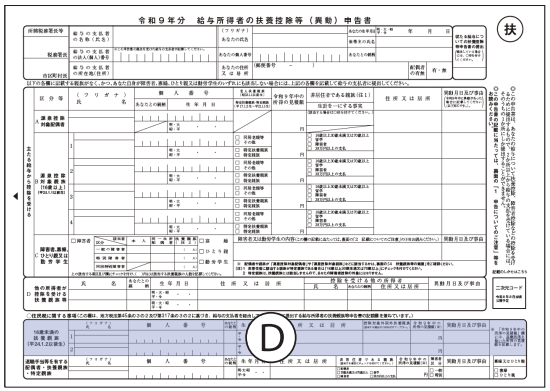
令和9年分 STEP-2 16歳未満の扶養親族欄の記入方法 (記入欄Ⓓ)

以下のチェック欄のすべてにレ点が付いた16歳未満の家族の情報を申告書に記入します。1つでも付かなければ記入不要です。

(注)家族の年齢は令和9年12月31日の見込み年齢で判断してください。

(注)所得金額は令和9年の見込み額で判断してください。

チェック	確認内容
☐	その家族の所得金額は62万円以下(給与収入のみであれば年収136万円以下)である
☐	その家族は生計を一にするほかの家族の青色事業専従者(*)として給与の支払を受けていない、白色事業専従者(*)でもない



記入例

平成 24 年 1 月 2 日以後に生まれた人を記入します。

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

〈所得の見積額〉欄には、令和9年の収入見積額(見込み額)から控除額を差し引いた額を記入します。

		(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	令和9年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和9年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
16歳未満の扶養親族(平24.1.2以後生)	1	ヤヨイ ユウコ 弥生 裕子		子	平 24・3・1	同上		60,000円		
	2				平・令 ・ ・			円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族		(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	令和9年中の所得の見積額(※)	障害者区分	寡婦又はひとり親
					明・大・昭 平・令 ・ ・		☐配偶者 ☐30歳未満又は70歳以上 ☐留学 ☐障害者 ☐38万円以上の支払	円	☐一般 ☐特別	☐寡婦 ☐ひとり親

[令和 9 年中に退職手当等の収入が見込まれる配偶者、扶養親族または特定親族がいる場合]に記入します。

(参考)収入の種類と控除額

収入の種類	控除額
給与(パート・アルバイトを含む)	74万円

(例)アルバイトの収入が年間80万円の方

80万円 − 74万円 = 6万円
(収入見積額) (控除額) (所得の見積額)

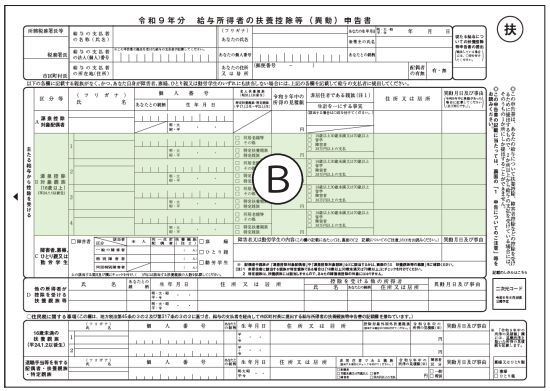
(*)用語解説 **事業専従者**

確定申告を青色申告・白色申告で行う個人事業主と生計(せいけい)を一(いつ)にしている配偶者や、15歳以上の親族などの家族従業員のことをいいます。

関連事例をご覧になりたい方は、国税庁のHPをご参照ください。
青色事業専従者である妻 検索
https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/11.htm

弥生

令和9年分 STEP-2 源泉控除対象親族欄の記入方法 (記入欄Ⓑ)



❶のチェックで[源泉控除対象親族]に該当した家族の氏名等を申告書に記入します。
❷でその家族の区分を記入してください。(注)[源泉控除対象親族]には「配偶者」を含みません。

❶ 以下のチェック欄のすべてにレ点が付いた家族が[源泉控除対象親族]です。
太い赤の罫線で囲まれたエリアに各人の氏名・続柄・生年月日と住所を記入します。

(注) 以下のチェック欄にレ点がすべて付かない場合、申告書への記入は不要です。

チェック	確認内容
□	その家族の所得金額は62万円以下(給与収入のみであれば年収136万円以下)である もしくは その家族は19歳以上23歳未満(平成17年1月2日生まれ～平成21年1月1日生まれ)で、所得金額は100万円以下(給与収入のみであれば174万円以下)である
□	その家族は生計を一にするほかの家族の青色事業専従者として給与の支払を受けていない、白色事業専従者でもない 「事業専従者」の用語については、P05の(＊)用語解説をご覧ください。
□	その家族は国内に住んでいる もしくは その家族は国外に住んでおり、以下のうち該当するものが一つ以上ある ●30歳未満または70歳以上である　●留学している　●障害者である ●あなたから令和9年の生活費等に充てるための支払を38万円以上受ける(予定である) ※国外に住んでいる家族(非居住者)を扶養控除の対象とする要件です。左記のいずれにも該当しなければ対象外のためチェックは付けません。

❶記入例

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

非居住者である親族は該当するものにチェックを付けます。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号 あなたとの続柄	個人番号 生年月日	老人扶養親族(昭33.1.1以前生) 特定扶養親族・特定親族(平17.1.2生～平21.1.1生)	令和9年中の所得の見積額	非居住者である親族(注1) 生計を一にする事実(該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由(令和9年中に異動があった場合に記載してください)(以下同じです。)
A 源泉控除対象配偶者	ヤヨイ ハナコ 弥生 花子		明・大 昭・平 55・12・3		660,000円		同上	
B 源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以前生) 主たる給与から控除を受ける 1	ヤヨイ イチロウ 弥生 一郎	子	明・大 昭・平 17・9・1	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	0円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☑留学 □障害者 □38万円以上の支払	1234 Xxxxx Street, ・・・・・USA	
2	ヤヨイ ジロウ 弥生 二郎	子	明・大 昭・平 21・7・29	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	0円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		
3	ヤヨイ トモコ 弥生 智子	母	明・大 昭・平 29・1・15	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	300,000円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		
4			明・大 昭・平 ・・	□同居老親等 □その他 □特定扶養親族 □特定親族	円	□16歳以上30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払		

この区分の記入方法は次のページで説明します。

〈所得の見積額〉欄には、令和9年の収入見積額(見込み額)から控除額を差し引いた額を記入します。
なお、控除額は収入の種類によって異なります。

(参考)収入の種類と控除額

収入の種類		控除額
給与(パート・アルバイトを含む)		74万円
公的年金	65歳未満	60万円
	65歳以上	110万円

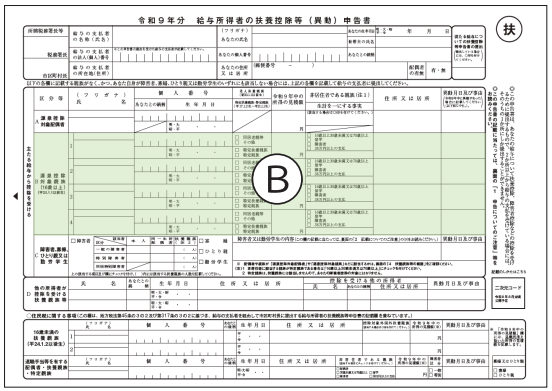
(例)65歳以上で公的年金が年間140万円の方

140万円－110万円＝30万円
(収入見積額)　(控除額)　(所得の見積額)

❶ですべてのチェック欄にレ点が付いた方のみ❷(次のページ)へ進みます。

弥生

令和9年分 STEP-2 源泉控除対象親族欄の記入方法 (記入欄Ⓑ)



❷ ❶で申告書へ記入した家族の中で、以下の要件に該当する家族がいればチェック欄にレ点を付けます。併せて申告書の区分欄にもレ点を付けてください。記入箇所は**太い赤の罫線で囲まれたエリア**です。

チェック	確認内容
□	19歳以上23歳未満(平成17年1月2日生まれ～平成21年1月1日生まれ)である ●所得金額は62万円以下(給与収入のみであれば年収136万円以下)である →特定扶養親族にレ点を付けます ●所得金額は62万円超100万円以下(給与収入のみであれば年収136万円超174万円以下)である →特定親族にレ点を付けます
□	70歳以上(昭和33年1月1日以前生まれ)である チェック →以下の要件の両方に該当したら同居老親等にレ点を付けます □ あなたや配偶者の父母、または祖父母である □ 同居している(老人ホーム等に入所していない) 上記の要件のどちらか一方に該当する、またはどちらにも該当しない→その他にレ点を付けます

❷記入例 該当する家族にレ点を付けます。

区分等		(フリガナ) 氏名	個人番号 あなたとの続柄	個人番号 生年月日	老人扶養親族(昭33.1.1以前生) 特定扶養親族・特定親族(平17.1.2生～平21.1.1生)	令和９年中の所得の見積額	非居住者である親族(注１) 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和9年中に異動があった場合に記載してください(以下同じです)。)
A 源泉控除対象配偶者		ヤヨイ ハナコ 弥生 花子		明・大 昭・平 55・12・3		660,000 円		同上	
B 源泉控除対象親族(16歳以上)(平24.1.1以前生)	1	ヤヨイ イチロウ 弥生 一郎	子	明・大 昭・平 17・9・1	□ 同居老親等 □ その他 ☑ 特定扶養親族 □ 特定親族	0 円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☑ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払	1234 Xxxxx Street, ••••• USA	
	2	ヤヨイ ジロウ 弥生 二郎	子	明・大 昭・平 21・7・29	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族 □ 特定親族	0 円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
	3	ヤヨイ トモコ 弥生 智子	母	明・大 昭・平 29・1・15	☑ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族 □ 特定親族	300,000 円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		
	4			明・大 昭・平 ・ ・	□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族 □ 特定親族	円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払		

弥生

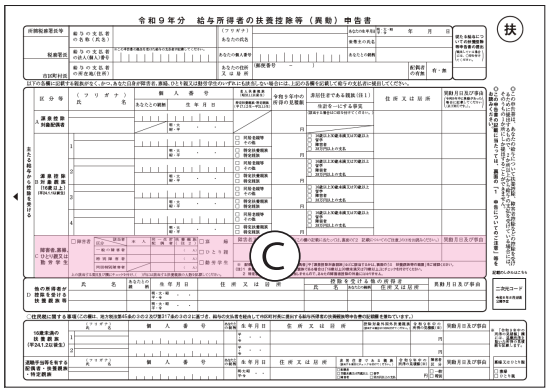
令和9年分　STEP-2　障害者控除欄の記入方法　(記入欄Ⓒ)

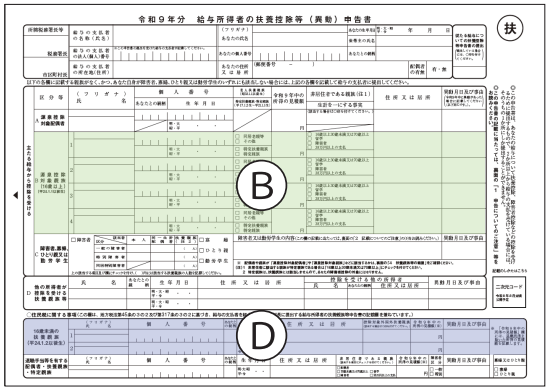
❶のチェックシートの結果に従って申告書に必要事項を記入した後、該当した方のみ❷❸へ進みます。
(注)❶のチェック欄にレ点がひとつも付かなかった場合は「障害者控除」の対象外となるため、❷❸への記入も不要です。
(注)所得金額は令和9年の見込み額で判断してください。

❶

以下のチェック欄で、あなたや家族の中で障害者である人にレ点を付けます。
レ点の付いた項目の指示に従って申告書を記入してください。(❶の記入例を参照)

チェック	確認内容
□	(a) あなた本人が障害者である→〈本人〉列の該当する障害区分にレ点を付けます
□	(b) 配偶者が障害者である→以下のチェック欄の両方にレ点が付いたら、〈同一生計配偶者〉列の該当する障害区分にレ点を付けます チェック　※下記のうち1つでもレ点が付かなければ「障害者控除」の対象外のため、何も記入しません。 □　配偶者の所得金額は62万円以下(給与収入のみであれば年収136万円以下)である □　配偶者は生計を一にする家族の青色事業専従者(*)として給与の支払を受けていない、白色事業専従者(*)でもない
□	(c) 記入欄Ⓑの〈源泉控除対象親族(特定親族を除く)〉または記入欄Ⓓの〈16歳未満の扶養親族〉に記入した家族が障害者である →〈扶養親族〉列の該当する障害区分にレ点を付けて、人数を記入します ※記入欄ⒷⒹの箇所は右の申告書イメージを参照してください。


令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書　扶
Ⓒ


令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書　扶
Ⓑ
Ⓓ

❶の記入例

ここでは(c)にレ点をつけた場合の例を記載しています。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	□障害者 区分＼該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	□寡婦 □ひとり親 □勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者			(　人)			
	特別障害者			(　人)			
	同居特別障害者			✓(1人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、(　)内には該当する扶養親族の人数を記載してください。

※　配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。
(注)1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。
2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

❶でチェック欄にレ点が付いた方のみ❷❸(次のページ)へ進みます。

(*)用語解説

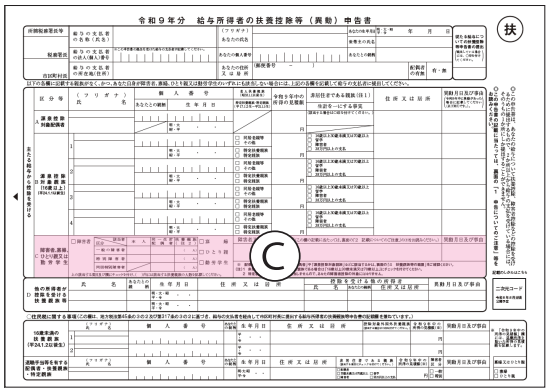
事業専従者

確定申告を青色申告・白色申告で行う個人事業主と生計(せいけい)を一(いつ)にしている配偶者や、15歳以上の親族などの家族従業員のことをいいます。

関連事例をご覧になりたい方は、国税庁のHPをご参照ください。
青色事業専従者である妻　検索
https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/gensen/03/11.htm

弥生

令和9年分 STEP-2 障害者控除欄の記入方法 (記入欄Ⓒ)


令和９年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 扶

Ⓒ

❷ ❶でレ点を付けた方のみ、〈障害者〉欄にレ点を付けます。(❷の記入例を参照)

❷の記入例

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☑障害者	区分＼該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	□寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者			(　人)	□ひとり親		
		特別障害者			(　人)	□勤労学生		
		同居特別障害者			✓(1人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、(　)内には該当する扶養親族の人数を記載してください。

※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。
(注)1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。
2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

❸ 〈障害者又は勤労学生の内容〉欄に必要事項を記入します。(❸の記入例を参照)

記入項目は控除対象障害者の氏名・障害の等級・障害者手帳の種類・交付年月日です。

(注)特別障害者に該当する場合は「同居の有無(同居／別居)」を追記してください。

❸の記入例

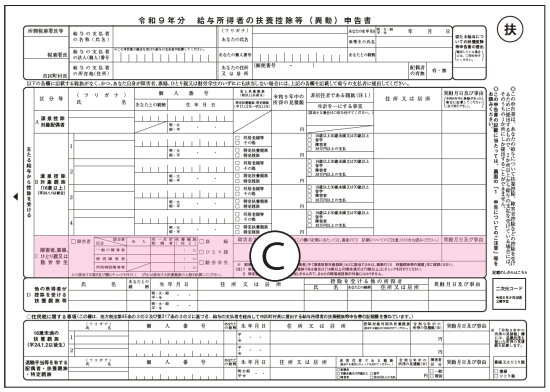
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☑障害者	区分＼該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	□寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者			(　人)	□ひとり親	弥生 二郎（同居）、身体障害者２級 身体障害者手帳、平成 XX 年 X 月 XX 日交付	
		特別障害者			(　人)	□勤労学生		
		同居特別障害者			✓(1人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、(　)内には該当する扶養親族の人数を記載してください。

※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。
(注)1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。
2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

弥生

令和9年分 STEP-2 寡婦控除、ひとり親控除欄の記入方法 (記入欄Ⓒ)



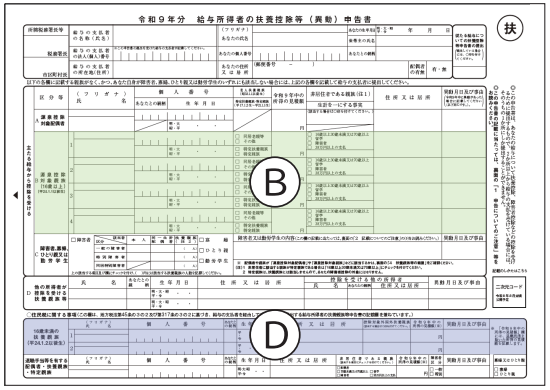
現在婚姻していない人か、配偶者の生死が明らかでない人は、ひとり親もしくは寡婦に当たるかを確認します。
性別によって受けられる控除の範囲が異なります。以下の説明を確認しながら申告書に記入してください。

あなたが男性なら、❶〈ひとり親控除〉のみを確認します。
あなたが女性なら、まず❶〈ひとり親控除〉を確認します。❶に該当しなければ、❷〈寡婦控除〉を確認してください。

❶ 以下のチェック欄のすべてにレ点が付いたら、申告書の〈ひとり親〉のチェック欄にレ点を付けます。
1つでも該当しない場合は記入不要です。(❶の記入例を参照)

(注)所得金額は令和9年の見込み額で判断してください。

チェック	確認内容
☐	(a) あなたの所得金額は500万円以下(給与収入のみであれば年収6,777,778円以下)である
☐	(b) Ⓑや Ⓓの欄に記入した家族の中に子供がいる　※記入欄Ⓑ Ⓓの箇所は右の申告書イメージを参照してください。
☐	(c) 事実上の婚姻関係(*)にある人がいない



❶の記入例

障害者、寡婦、C ひとり親又は勤労学生	☐障害者 区分	該当者 本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	☐寡婦 ☑ひとり親 ☐勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者			(人)			
	特別障害者			(人)			
	同居特別障害者			(人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。

※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。
(注)1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。
2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

❷ ❶のチェック欄で(a)(c)の2つにレ点が付いた方(bには付かない)は、以下の要件を確認してください。
以下のチェック欄のどちらかにレ点が付いたら、申告書の〈寡婦〉のチェック欄にレ点を付けます。(❷の記入例を参照)

チェック	確認内容
☐	離婚歴があり、Ⓑの欄に記入した家族の中に**子供以外**がいる　※記入欄Ⓑの箇所は右の申告書イメージを参照してください。
☐	夫と死別、または夫の生死が明らかでない

❷の記入例

障害者、寡婦、C ひとり親又は勤労学生	☐障害者 区分	該当者 本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	☑寡婦 ☐ひとり親 ☐勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者			(人)			
	特別障害者			(人)			
	同居特別障害者			(人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。

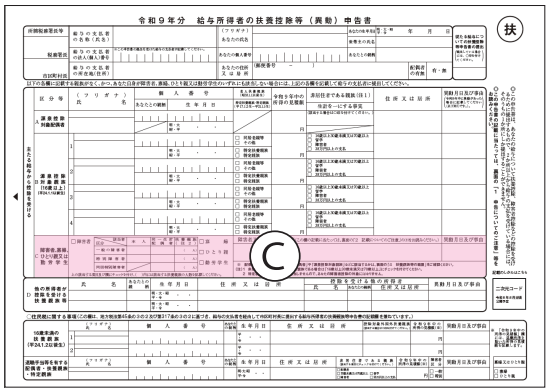
※ 配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4 扶養親族等の範囲」をご確認ください。
(注)1 非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。
2 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

(*) 用語解説 事実上の婚姻関係

婚姻届を提出しておらず、事実上の夫婦関係のことをいいます。
住民票の続柄欄に、事実婚(内縁)であることを表す「妻(未届)」「夫(未届)」等が記載されている場合等が該当します。

弥生

令和9年分　STEP-2　勤労学生控除欄の記入方法　(記入欄Ⓒ)



以下のチェック欄のすべてにレ点が付いたら、申告書の〈勤労学生〉のチェック欄にレ点を付けます。

(注)所得金額は令和9年の見込み額で判断してください。

※以下のチェック欄の両方にレ点が付かなければ「勤労学生控除」の対象外のため、何も記入しません。

チェック	確認内容
☐	アルバイトなどの勤労による所得金額は89万円以下(給与収入のみであれば年収163万円以下)である
☐	アルバイトなどの勤労以外の所得(例:家賃収入や株の売買で得た所得など)が10万円以下である

記入例

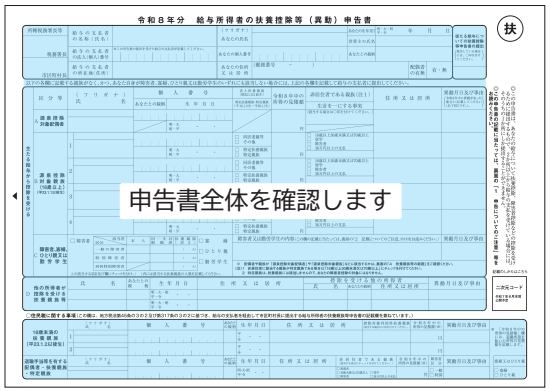
・学校名　・所得の種類　・入学年月日　・所得の見積額 などを記入します。

障害者、寡婦、Ｃひとり親又は勤労学生	☐障害者	区分＼該当者	本人	同一生計配偶者	扶養親族(注2)	☐寡婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2　記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)
		一般の障害者			(　人)	☐ひとり親	学校名:○○大学　所得の種類:給与所得(アルバイト) 入学年月日:令和X年4月5日　所得見積額:350,000円
		特別障害者			(　人)	☑勤労学生	
		同居特別障害者			(　人)		
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、(　)内には該当する扶養親族の人数を記載してください。						※　配偶者や親族が「源泉控除対象配偶者」や「源泉控除対象親族」などに該当するかは、裏面の「4　扶養親族等の範囲」をご確認ください。 (注)1　非居住者に該当する親族が特定親族である場合は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付けてください。 2　特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象にはなりません。

弥生

令和8年分の確認と修正　記入済み内容の全体確認　(すべての記入欄を確認します)

令和8年分の「扶養控除等(異動)申告書」は、令和8年の支給を受けるために既に記入済みです。変更が無ければ修正の必要はありませんが、家族の異動や現況が変化している場合は修正が必要です。



家族の異動や現況の変化による修正

記入済みの内容を確認して、状況が変わっている場合は修正します。
修正が必要な主なケースを以下に例示しますので参考にしてください。
(注)扶養親族が本年中に亡くなった場合は修正不要です。(今年まで扶養親族となります)

確認時のチェックポイント

■所得の見積額
令和8年の見積額(未払分がある場合はそれを含めた見込み額)をもとに判断します。

■家族の現況(同居の状況や年齢等)
令和8年12月31日時点の見込み状況により判断します。

修正が必要になるケースの主な例

※令和 8 年(2026 年)12 月以降に給与(賞与)がある従業員は、扶養親族として記載する家族の所得要件が変更されたため、合計所得金額が 62 万円以下の家族を扶養とすることができるようになりました。そのため必要に応じて追記します。

<所得要件>
令和 8 年 11 月まで:合計所得金額 58 万円以下
令和 8 年 12 月以降:合計所得金額 62 万円以下

- ●あなたや配偶者、扶養親族の所得金額が年初の見積額と異なった→ⓐ
- ●非居住者である家族へ送金した→ⓑ
- ●出生、婚姻、就職、離職などによる扶養親族の増減や住所の変更があった→ⓒ
- ●本年中にあなたや家族が障害者に認定された、もしくは障害区分が変更になった→ⓓ
- ●離婚・婚姻に伴って、寡婦・ひとり親の該当・非該当が変更になった→ⓔ
 該当する……レ点を付けます。
 該当しない…レ点を二重線で消します。
- ●本年中にあなたの配偶者や扶養親族が退職所得を受け取った→ⓕ

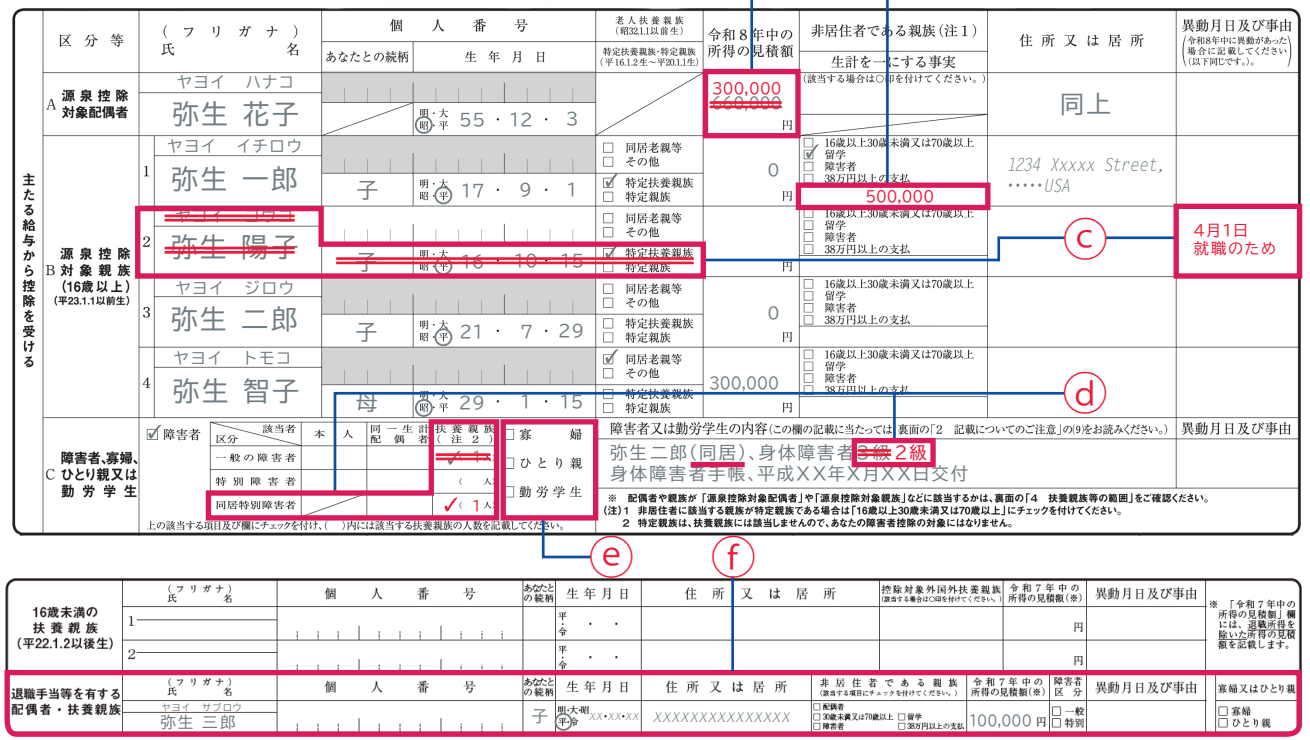
※退職所得を除いた所得金額が

[配偶者の場合は 133 万円以下
扶養親族の場合は 62 万円以下]

の場合に記入します。

修正例

以下は一般的な例です。
会社から指示がある場合はそちらに従ってください。



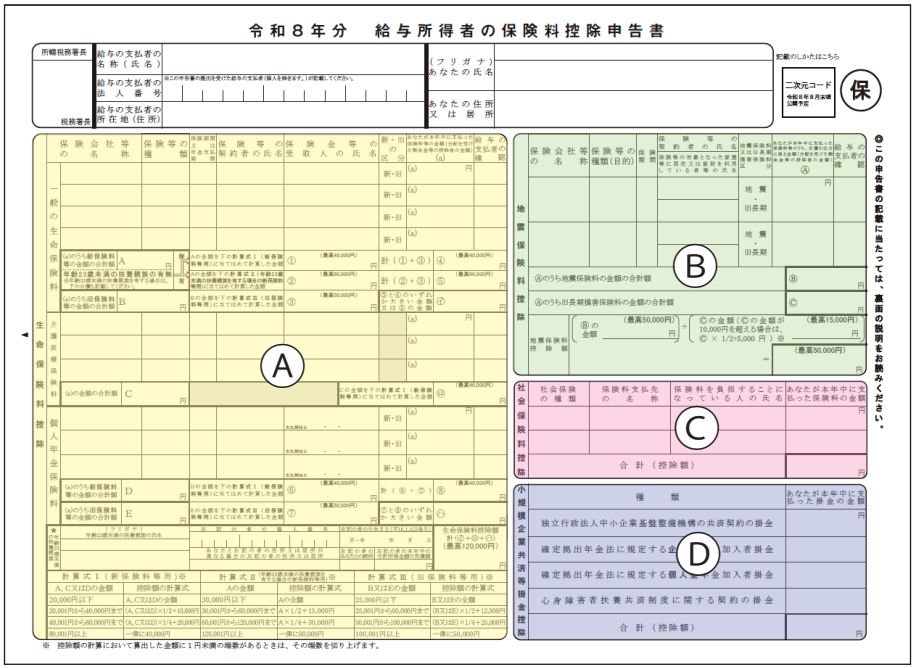
2 保険料控除申告書の記入手順

この申告書は、あなたが**令和8年中**に支払った保険料について、控除を受けようとする場合に記入します。
保険会社等から届いた「保険料控除証明書」や「払込証明書」を見ながら、該当する欄を確認・記入してください。

STEP-1　記入する必要のある項目の確認

申告する人によって異なりますので、まず以下のチェックシートで確認しましょう。
本年中にあなたが支払った保険料がある場合は、該当する項目のチェック欄すべてにレ点を付けてください。

チェック	確認内容	記入欄	詳細ページ
□	生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を支払った	Ⓐ	P14～P15
□	地震保険料、旧長期損害保険料を支払った	Ⓑ	P16
□	国民年金や国民年金基金を支払った	Ⓒ	P17
□	国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料を支払った	Ⓒ	P18
□	以下の掛金を支払った ●小規模企業共済　●企業型DC（企業型確定拠出年金） ●iDeCo（個人型確定拠出年金）　●心身障害者扶養共済掛金	Ⓓ	P19



チェック欄にレ点が付いたら、それぞれの項目の詳細ページ（STEP-2）へ進みます。
項目毎に記入要件を確認しながら記入する手順を解説していますので、指示に従って申告書用紙に記入してください。

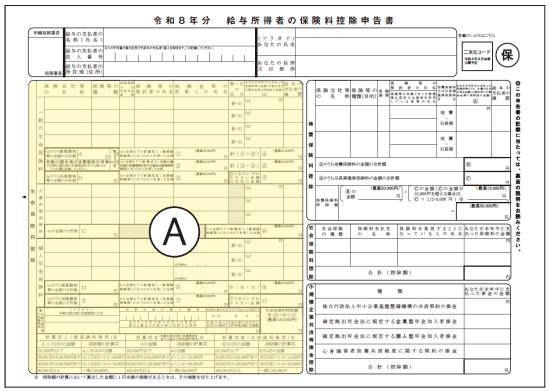
弥生

STEP-2 生命保険料控除の記入方法 （記入欄Ⓐ）

あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄にレ点の付いた証明書の支払内容と控除額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
□	その証明書の保険の受取人は、あなたや家族（配偶者を含む）である

記入例 記入する内容や金額は保険会社から届いた控除証明書で確認してください。保険の内容ごとに明細を記入し、それぞれの保険の控除額を計算して記入します。計算には保険会社のサポートツールを活用すると便利です。


令和８年分 給与所得者の保険料控除申告書
Ⓐ

保険の内容によって記入する欄が3つに分かれています。

〈保険会社等の名称〉は略称での表記も可能です。

〈保険等の種類〉は控除証明書で確認してください。（イメージ図参照）

〈新・旧の区分〉は控除証明書で確認してください。（イメージ図参照）

一般の生命保険料

介護医療保険料

個人年金保険料

生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認
一般の生命保険料						新・旧	(a) 円	
	○○生命	養老	10年	弥生 太郎	弥生 花子	新・旧	(a) 63,000	
	△△生命	養老	10年	弥生 花子	弥生 太郎	新・旧	(a) 63,000	
						新・旧	(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 63,000円			Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	① 35,750円（最高40,000円）		計（①+③） ④ 40,000円（最高40,000円）	
	年齢23歳未満の扶養親族の有無 ※年齢23歳未満の扶養親族を有する場合は、下の☆欄も記載してください。	無・有		Aの金額を下の計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）に当てはめて計算した金額	②（最高60,000円）		計（②+③） ⑤（最高60,000円）	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 63,000円			Bの金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	③ 40,750円（最高50,000円）		③と④のいずれか大きい金額又は⑤の金額 ㋑ 40,750円	
介護医療保険料	□□生命	介護	10年	弥生 太郎	弥生 花子		(a) 73,000円	
							(a)	
							(a)	
	(a)の金額の合計額 C 73,000円			Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	㋺（最高40,000円） 38,250円			
個人年金保険料	◇◇生命	年金	30年	弥生 太郎	弥生 太郎 支払開始日 Hxx. 6.20	新・旧	(a) 24,000円	
	◇◇生命	年金	30年	弥生 花子	弥生 花子 支払開始日 Hxx. 3.10	新・旧	(a) 145,000	
					支払開始日 ・ ・	新・旧	(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 24,000円			Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑥（最高40,000円） 22,000円		計（⑥+⑦） ⑧（最高40,000円） 40,000円	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 145,000円			Eの金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑦（最高50,000円） 50,000円		⑦と⑧のいずれか大きい金額 ㋩ 50,000円	
☆年齢23歳未満の扶養親族	（フリガナ） 年齢23歳未満の扶養親族の氏名		左記の者の個人番号			左記の者の年月日（平16.1.2以後生） 平・令 年 月 日	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額	生命保険料控除額 計（㋑+㋺+㋩）（最高120,000円） 120,000円
			あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所			左記の者のあなたとの続柄		

計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）※		計算式Ⅲ（旧保険料等用）※	
A、C又はDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、C又はDの全額	30,000円以下	Aの全額	25,000円以下	B又はEの全額
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円	30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円	25,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円	60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	120,001円以上	一律に60,000円	100,001円以上	一律に50,000円

12月までの支払予定額を記入します。（証明書発行時点までに納めた金額ではありません）

会社が使用する欄のため、記入の必要はありません。

生命保険料控除の特例の適用を受ける場合は次ページ（P15）をご参照ください。

便利です

控除額の計算には保険会社のサポートツールを利用しましょう。

どこの保険会社のサポートツールでも計算結果は同じです。

生命保険料控除額計算サポートツール 検索

生命保険料控除証明書（イメージ図）

適用制度

適用制度 新制度

保険の種類

保険種類 養老

保険の内容

保険料（一般）

保険料（介護医療）

令和8年（2026年）
生命保険料控除証明書（一般・介護医療用）

適用制度 新制度
ご契約日 2017年 XX月 XX日
払込方法 月払
ご契約者 弥生 太郎 様
受取人 弥生 花子 様

証券番号 5555666677
保険種類 養老 保険期間 10年
保険料（一般） 47,250円 配当金 0円
一般証明額 47,250円
保険料（介護医療） 配当金 ＊＊＊円
介護医療証明額 ＊＊＊＊＊＊＊円

2026年9月までのお払込額を証明します。
（ご参考）本年12月までお払込の場合は以下の通りご申告ください。

保険料（一般） 配当金 0円
一般証明額 63,000円
保険料（介護医療） 配当金 ＊＊＊円
介護医療証明額 ＊＊＊＊＊＊＊円

証明日 令和8年9月XX日 ○○生命株式会社

（注）控除証明書のフォームは保険会社やご契約の保険種類等によって異なります。

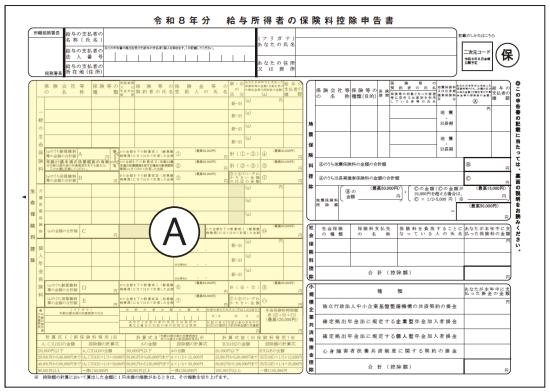
弥生

STEP-2 生命保険料控除の記入方法 （記入欄Ⓐ）生命保険料控除の特例の適用を受ける場合（詳細説明）

以下のチェック欄の両方にレ点が付いた場合は、生命保険料控除の特例の適用を受けることができます。
なお、夫婦共働きの場合は夫婦双方がこの特例の適用を受けられます。

チェック	確認内容
□	新生命保険料の支払いがあり、その証明書の保険の受取人はあなたや家族（配偶者を含む）である
□	あなたには生計を一にする配偶者以外の23歳未満（平成16年1月2日以降生まれ）の家族がいる その家族の所得金額は62万円以下（給与収入のみの場合は136万円以下）(注)である

（注）令和8年（2026年）12月以降に給与（賞与）がない場合は58万円以下（給与収入のみの場合は123万円以下）



記入例

生命保険料控除の特例の適用を受ける場合に記入する欄は、紺のワクで囲んだ部分です。控除額の計算には申告書の下側に記載されている〈計算式Ⅱ〉を使います。

❶ A欄に一般の生命保険料のうち新保険料の金額を記入します。

❷ 年齢23歳未満の扶養親族の有無で「有」に〇を付けます。

❺ 年齢23歳未満の扶養親族の氏名・生年月日・続柄を記入します。

❼ 個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

❸ A欄に記入した金額を＜計算式Ⅱ＞に当てはめて計算した金額を②欄に記入します。（最高60,000円）

❹ ②欄＋③欄の金額を⑤欄に記入します。（最高60,000円）

❻ 〈所得の見積額〉欄には、令和8年の収入見積額（見込み額）から控除額を差し引いた額を記入します。

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）(a)	給与の支払者の確認
一般の生命保険料 ○○生命	養老	10年	弥生 太郎	弥生 花子	新・旧	(a) 63,000円	
△△生命	養老	10年	弥生 花子	弥生 太郎	新・旧	(a) 63,000	
					新・旧	(a)	
					新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 63,000円							
年齢23歳未満の扶養親族の有無 有							
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 63,000円							
介護医療保険料 □□生命	介護	10年	弥生 太郎	弥生 花子		(a) 73,000円	
						(a)	
						(a)	
(a)の金額の合計額 C 73,000円							
個人年金保険料 ◇◇生命	年金	30年	弥生 太郎	弥生 太郎	新・旧	(a) 24,000円	
◇◇生命	年金	30年	弥生 花子	弥生 花子	新・旧	(a) 145,000	
					新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 24,000円							
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 145,000円							

A の金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	①	（最高40,000円）	計（①＋③）	④	（最高40,000円）	
A の金額を下の計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）に当てはめて計算した金額	②	（最高60,000円） 45,750円	計（②＋③）	⑤	（最高60,000円） 60,000円	
E の金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	③	（最高50,000円） 40,750円	②と④のいずれか大きい金額又は⑤の金額	⑦	60,000円	
C の金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑪	（最高40,000円） 38,250円				
D の金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑥	（最高40,000円） 22,000円	計（⑥＋⑦）	⑧	（最高40,000円） 40,000円	
E の金額を下の計算式Ⅲ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑦	（最高50,000円） 50,000円	⑦と⑧のいずれか大きい金額	㉑	50,000円	

★の年齢23歳未満の扶養親族	（フリガナ）年齢23歳未満の扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日（平16.1.2以降生）	生命保険料控除額 計（⑫＋⑬＋㉑）（最高120,000円）	
	ヤヨイ ユウコ	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	令 24年 3月 1日		
	弥生 祐子		左記の者のあなたからの続柄 子	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額 60,000円	120,000円

計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）※		計算式Ⅲ（旧保険料等用）※	
A、CまたはDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式	BまたはEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A、CまたはDの金額	30,000円以下	Aの金額	25,000円以下	BまたはEの金額
20,001円から40,000円まで	(A、CまたはD)×1/2+10,000円	30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円	25,001円から50,000円まで	(BまたはE)×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	(A、CまたはD)×1/4+20,000円	60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円	50,001円から100,000円まで	(BまたはE)×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	120,001円以上	一律に60,000円	100,001円以上	一律に50,000円

（参考）収入の種類と控除額

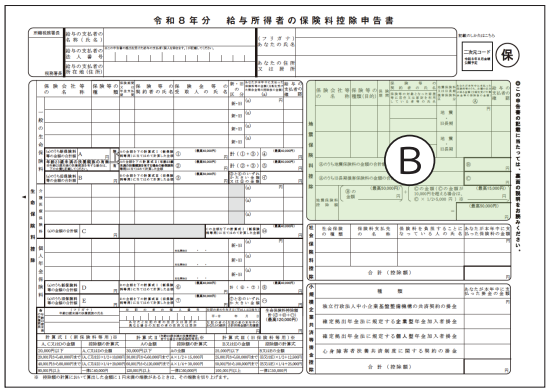
収入の種類	控除額
給与（パート・アルバイトを含む）	74万円

（例）アルバイトの収入が年間80万円の方

80万円 － 74万円 ＝ 6万円
（収入見積額）　（控除額）　（所得の見積額）

弥生

STEP-2 地震保険料控除の記入方法 （記入欄Ⓑ）



あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄にレ点の付いた証明書の支払内容と控除額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	その証明書の保険の対象は、あなたや生計を一にする家族が所有している家屋や家財である

記入例　記入する内容や金額は保険会社から届いた控除証明書で確認してください。

〈保険会社等の名称〉は略称での表記も可能です。

控除証明書に書かれている人の名前を記入します。

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名 保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認
	○◇火災	地震（建物）	5年	弥生　太郎	地震	円 17,295	
				弥生　太郎	・旧長期		
					地震・旧長期		
	Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額					Ⓑ 17,295 円	
	Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額					Ⓒ 円	
	地震保険料控除額	Ⓑの金額 17,295 円（最高50,000円） ＋ Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）※ 円（最高15,000円）				＝ 17,295 円（最高50,000円）	

会社が使用する欄のため、記入の必要はありません。

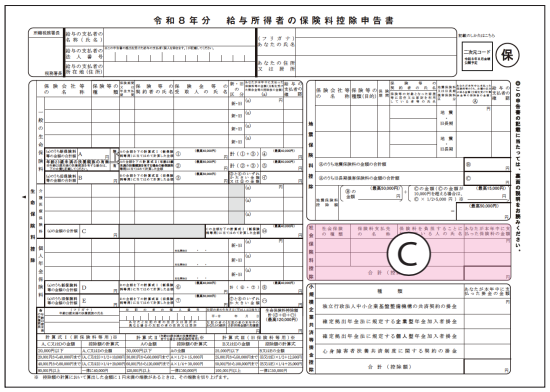
12月までの支払予定額を記入します。
（控除証明書発行時点までに納めた金額ではありません）

支払った保険料をもとに、保険料の控除額を算出して記入します。

家に住んでいる人・家財を利用している人の名前を記入します。（通常は契約者の氏名）

弥生

STEP-2 社会保険料控除（国民年金・国民年金基金）の記入方法 （記入欄Ⓒ）


令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書

あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄にレ点の付いた証明書の支払内容と控除額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	その証明書の保険料を負担することになっている人は、あなたやあなたの家族である

記入例　記入する内容や金額は日本年金機構や全国国民年金基金から届いた控除証明書で確認してください。

「国民年金」「国民年金基金」と記入します。

保険料を負担することになっている人（あなたや家族）の名前を記入します。

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
	国民年金	日本年金機構	弥生 太郎	32,820 円
	国民年金	日本年金機構	弥生 一郎	198,090
	合 計（控除額）			230,910 円

控除証明書に記載されている合計額（納付済額+年末までの見込み額）を記入します。

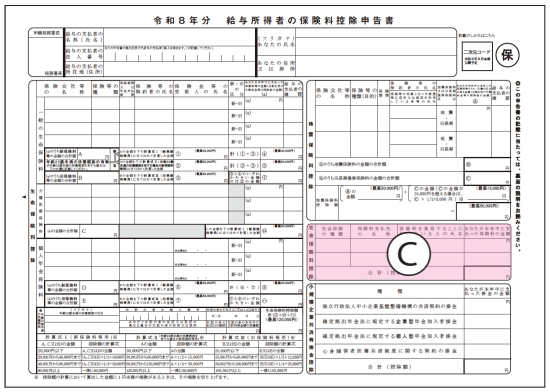
補足説明

記入する行が足りない場合

記入する行が足りない場合は、保険料控除申告書をもう一枚用意して記入するか、
または別紙に記入して添付します。会社によって異なる場合があるので指示に従ってください。

弥生

STEP-2 社会保険料控除（国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療制度の保険料）の記入方法（記入欄Ⓒ）


令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書

あなたが本年中に支払った保険料のうち、以下のチェック欄すべてにレ点の付いた保険料の支払内容を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	保険料を負担することになっている人は、あなたやあなたの家族である
☐	支払方法は給与天引きではない

記入例　記入する内容や金額は、市区町村から届く通知書（納付書）や領収書、振替口座の通帳を確認してください。

支払先には市区町村名を記入します。

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
	国民健康保険	千代田区	弥生 太郎	42,870 円
	合 計（控除額）			42,870 円

自分で支払額を計算して記入します。

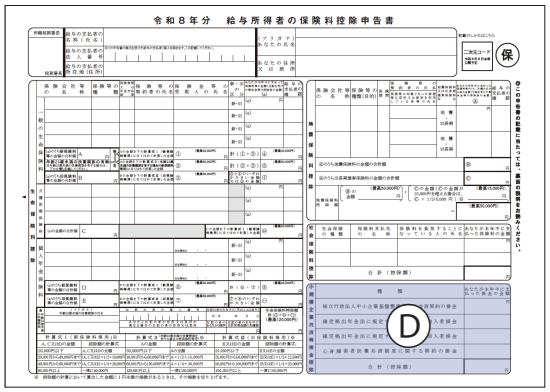
補足説明

記入する行が足りない場合

記入する行が足りない場合は、保険料控除申告書をもう一枚用意して記入するか、
または別紙に記入して添付します。会社によって異なる場合があるので指示に従ってください。

弥生

STEP-2 小規模企業共済等掛金控除の記入方法（記入欄Ⓓ）



あなたが本年中に支払った掛金のうち、以下のチェック欄すべてにレ点の付いた証明書の金額を申告書に記入してください。

チェック	確認内容
☐	加入者はあなたである
☐	支払方法は給与天引きではない

記入例　記入する内容や金額は、掛金の支払先から届いた証明書で確認してください。

小規模企業共済等掛金控除	種　類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	360,000 円
	確定拠出年金法に規定する**企業型**年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する**個人型**年金加入者掛金	120,000
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	116,000
	合　計（控除額）	596,000 円

3 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書の記入手順

弥生

この申告書は、あなたが基礎控除や配偶者控除、特定親族特別控除、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記入します。
あなたや配偶者の**令和8年**の所得見積額（未払分がある場合はそれを含めた見込み額）をもとに確認、記入してください。

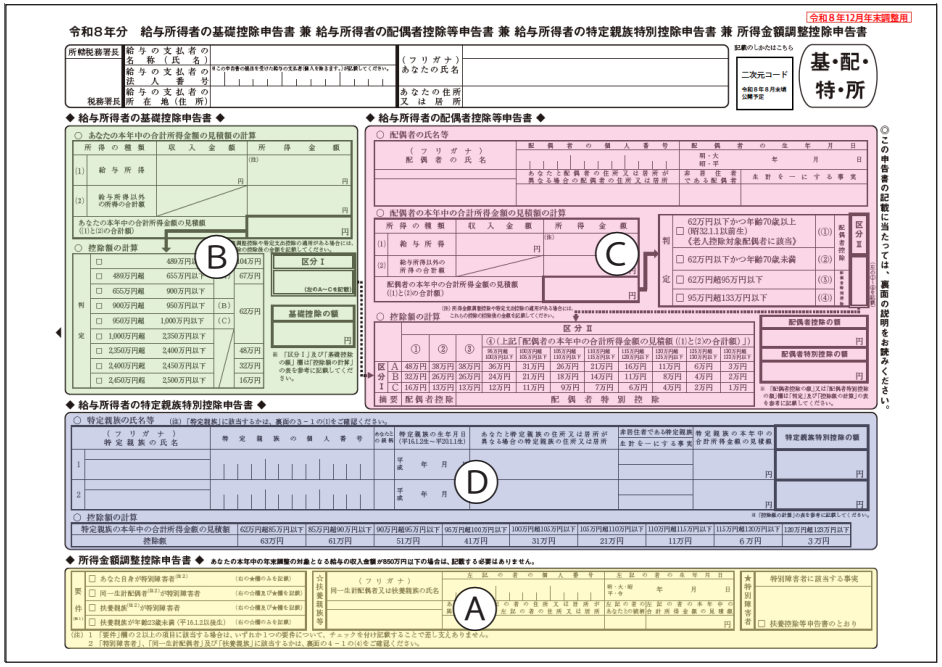
STEP-1　記入する必要のある項目の確認

申告する人によって異なりますので、まず以下のチェックシートで確認しましょう。
あなたの該当する項目すべてのチェック欄にレ点を付けてください。

【申告書記入にあたって】
この申告書の記入手順は、アルバイトやパートを含む給与のみの所得の場合で記載しています。
給与以外の所得がある方は、別途、記載や計算が必要となります。申告書裏面や国税庁HPの説明を併せてご参照のうえ、ご記入ください。

チェック	確認内容	記入欄	詳細ページ
□	あなたが扶養控除等申告書を提出している会社から支給された給与の所得金額が655万円超（収入金額は850万円超）である	Ⓐ	P21
□	あなたの合計所得金額（見積額）(注)は2,500万円以下である ※ 給与の収入が2,000万円以下の場合に限ります。 給与の収入が2,000万円を超える場合は年末調整の対象外です。	Ⓑ	P22
□	あなたと配偶者の合計所得金額（見積額）(注)が以下の両方に該当する ●あなたの合計所得金額（見積額）(注)は1,000万円以下（給与収入のみであれば年収1,195万円以下）である ●配偶者の合計所得金額（見積額）(注)は133万円以下（給与収入のみであれば年収207万円以下）である	Ⓒ	P23
□	あなたと生計を一にする家族が以下の両方に該当する ●19歳以上23歳未満（平成16年1月2日生まれ～平成20年1月1日生まれ）である ●合計所得金額（見積額）(注)が62万円超123万円以下である（給与収入のみの場合、年収136万円超197万円以下）	Ⓓ	P24

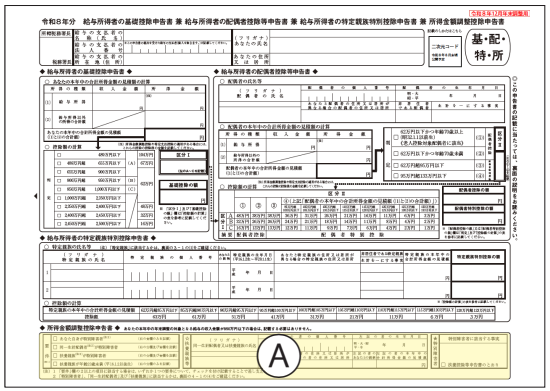
(注) 合計所得金額（見積額）は令和8年の年間収入金額（見込み額）をもとに計算します。計算方法については各ページをご覧ください。



チェック欄にレ点が付いたら、それぞれの項目の詳細ページ（STEP-2）へ進みます。
項目毎に記入要件を確認しながら記入する手順を解説していますので、指示に従って申告書用紙に記入してください。

弥生

STEP-2 所得金額調整控除の記入方法 （記入欄Ⓐ）



あなたが所得金額調整控除の適用対象かどうかを確認します。
対象であれば、申告書に必要事項を記入して、所得金額調整控除の額を計算してください。
なお、夫婦共働きの場合は夫婦双方が適用を受けられます。

項目❶

〈要件〉に該当したらレ点を付けてください。（適用対象となります）
（注）2つ以上に該当する場合は、いずれか1つにレ点を付けます。
　　なお、どの要件を選んでも控除額は同じです。
（注）いずれにも該当しなければ適用対象外です。

項目❷

項目❶でレ点を付けた要件の記載事項（緑枠内）を確認し、
指示の通りに〈☆扶養親族等〉と〈★特別障害者〉の項目を記入します。

記入例（適用対象の方のみ）

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

❶ 要件		☆扶養親族等		★特別障害者		
□ あなた自身が特別障害者(注2)	（右の★欄のみを記載）	❷（フリガナ）同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	特別障害者に該当する事実	
□ 同一生計配偶者(注2)が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）	ヤヨイ ユウコ		明・大・昭・平・令 24年 3月 1日		
□ 扶養親族(注2)が特別障害者	（右の☆欄及び★欄を記載）	弥生 裕子	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所：同上	左記の者のあなたとの続柄：子	左記の者の本年中の合計所得金額の見積額：0円	□ 扶養控除等申告書のとおり
☑ 扶養親族が年齢23歳未満（平16.1.2以後生）	（右の☆欄のみを記載）					

（注）1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4－1の(4)をご確認ください。

【所得金額調整控除額の計算】

所得金額調整控除申告書の記入ができたら、所得金額調整控除額を計算します。

所得金額調整控除額の計算式＝（給与の収入金額（見積額）― 850万円）× 10%

給与年収のことです。
1,000万円を超える場合には「1,000万円」で計算します。

【計算例】　給与の収入金額が「900万円」の場合
（900万円 ― 850万円）× 10% ＝ 5万円

（注）ご自身で計算いただいた所得金額調整控除額は、申告書に記入しません。
［基礎控除申告書］（記入欄Ⓑ、本ガイド22ページ記載）の所得欄を記入する際に使用します。

【あなたの調整控除額を計算してみましょう】

（あなたの給与年収）［　　］― 850万円 ）× 10% ＝ （あなたの調整控除額）［　　］

↑
1,000万円を超える場合には「1,000万円」と記入します。

弥生

STEP-2 基礎控除申告書の記入方法 （記入欄Ⓑ）

あなたの令和8年中の合計所得金額の見積額から基礎控除額を計算します。
番号順に進み、指示に従って申告書の各項目へ該当する金額を記入してください。

記入例

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得 ❶	6,435,000円	(注) ❷ 4,705,600円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）		4,705,600円 ❸

○ 控除額の計算

(注) 所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合には、これらの控除の控除後の金額を記載してください。

判定				
☑ ❹		489万円以下		104万円
☐	489万円超	655万円以下	(A)	67万円
☐	655万円超	900万円以下		
☐	900万円超	950万円以下	(B)	62万円
☐	950万円超	1,000万円以下	(C)	
☐	1,000万円超	2,350万円以下		
☐	2,350万円超	2,400万円以下		48万円
☐	2,400万円超	2,450万円以下		32万円
☐	2,450万円超	2,500万円以下		16万円

区分Ⅰ ❻ A（左のA～Cを記載）

基礎控除の額 ❺ 1,040,000円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

項目❶［収入金額］
あなたの令和8年の給与年収（見積額）を 記入します。

項目❷［所得金額］
項目❶に記入した額をもとに、所得金額（見積額）を記入します。所得金額（見積額）は国税庁ホームページに掲載している「合計所得金額の計算について」を参照して計算します。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/205.pdf

【所得金額調整控除申告書を記入した方のみ】
①をもとに算出した②の額から、「所得金額調整控除額（P21に記載）」を差し引いてください。

項目❸［あなたの本年中の合計所得金額の見積額］
給与収入のみであれば項目❷の金額をそのまま記入します。
それ以外の所得がある人は合計額を記入します。

項目❹［控除額の判定］
項目❸に記入した金額が含まれる判定欄（緑枠内）にレ点を付けます。

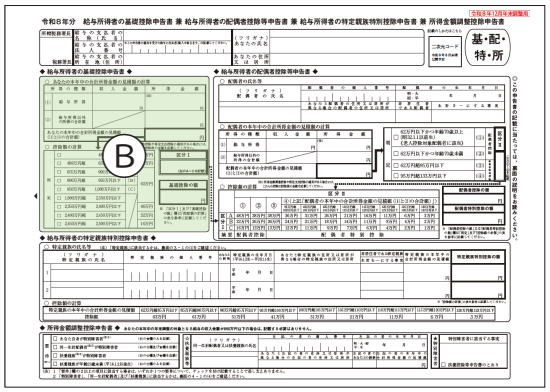
項目❺［基礎控除の額］
項目❹でレ点を付けた判定欄の基礎控除の額（赤枠内）を記入します。（この記入例では104万円です）

項目❻［区分Ⅰ］
項目❹でレ点を付けた判定欄（黄枠内）に（A）（B）（C）の記載があれば、そのアルファベットを記入します。
記載がなければ何も記入しません。

この記入例では(A)となります。
区分は次ページ(P23)の配偶者控除等申告書を記入するときに使用します。

用語説明 **〈給与所得以外の所得〉の種類**

事業所得・雑所得・配当所得・不動産所得
退職所得・譲渡所得・山林所得・一時所得・利子所得



便利です

収入の見積額を入力するだけで所得金額を自動で計算できます。

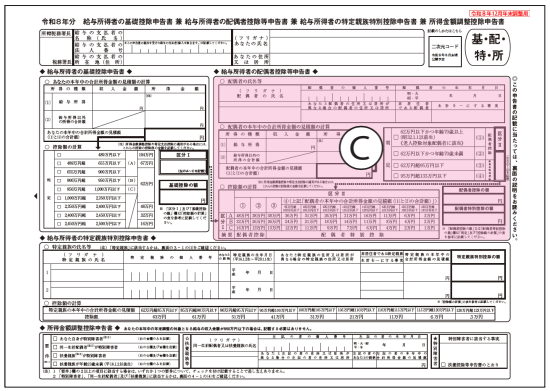
所得金額の計算には〈所得金額計算ツール〉の利用がおすすめです。

PCやスマホをお持ちの方はぜひご利用ください。
https://www.yayoi-kk.co.jp/rd/nen26

弥生

STEP-2 配偶者控除等申告書の記入方法 （記入欄Ⓒ）

あなたと配偶者の令和8年中の合計所得金額の見積額から配偶者（特別）控除額を計算します。番号順に進み、指示に従って申告書の各項目へ該当する金額を記入してください。



記入例

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

○ 配偶者の氏名等

（フリガナ）配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
ヤヨイ ハナコ 弥生 花子		明・大・昭・平 55年 12月 3日	同 上		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,200,000 円	(注) 460,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)		460,000 円

判定：
- □ 62万円以下かつ年齢70歳以上（昭32.1.1以前生）《老人控除対象配偶者に該当》 (①)
- ✓ 62万円以下かつ年齢70歳未満 (②)
- □ 62万円超95万円以下 (③)
- □ 95万円超133万円以下 (④)

区分II ⑥ ②

(注) 所得金額調整控除の特定支出控除の適用がある場合には、

○ 控除額の計算 これらの控除の控除後の金額を記載してください。

区分II ④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」）	配偶者控除の額	配偶者特別控除の額
	円	円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分I	①	②	③	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

摘要 配偶者控除 ／ 配偶者特別控除

[控除額の計算]は以下の拡大図をご覧ください。

P22で[区分I]、本ページで[区分II]が判定できたら、控除額と種類を確認して記入します。

項目❶［配偶者の情報］
緑枠内に配偶者の情報を記入します。

項目❷［収入金額］
配偶者の令和8年の給与年収（見積額）を記入します。

項目❸［所得金額］
項目❷に記入した額をもとに、所得金額（見積額）を記入します。所得金額（見積額）は国税庁ホームページに掲載している「合計所得金額の計算について」を参照して計算します。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/205.pdf

項目❹［配偶者の本年中の合計所得金額の見積額］
給与収入のみであれば項目❸の金額をそのまま記入します。それ以外の所得がある人は合計額を記入します。
この記入例では〈46万円〉です

項目❺［判定］
項目❹に記入した金額と配偶者の年齢をもとに、該当する判定欄（赤枠内）にレ点を付けます。

項目❻［区分II］
項目❺でレ点を付けた判定欄の丸数字（紫枠）を記入します。
この記入例では〈②〉となります

便利です

収入の見積額を入力するだけで所得金額を自動で計算できます。

所得金額の計算には〈所得金額計算ツール〉の利用がおすすめです。

PCやスマホをお持ちの方はぜひご利用ください。
https://www.yayoi-kk.co.jp/rd/nen26

［控除額の計算］ 記入例

○ 控除額の計算

区分II ④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」）	配偶者控除の額	配偶者特別控除の額
	380,000 円	円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

区分I	①	②	③	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

摘要 配偶者控除 ／ 配偶者特別控除

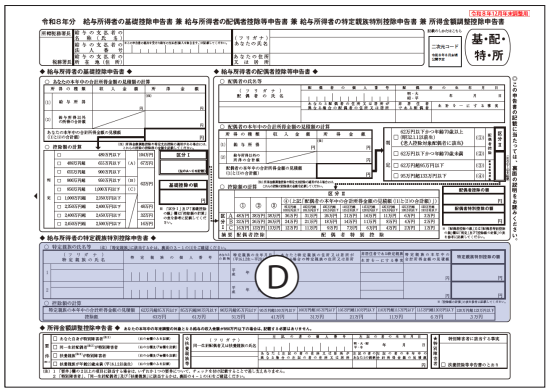
項目❶［控除額の確認］ この記入例では〈38万円〉です
「区分I」と「区分II」が重なる部分（オレンジ枠内）の金額（控除額）を確認します。

項目❷［摘要］ この記入例では〈配偶者控除〉となります
項目❶で確認した控除額の下にある「摘要」で控除の種類を確認します。

項目❸［控除額］ この記入例では〈配偶者控除の額〉欄へ記入となります
項目❶で確認した控除額を、項目❷で確認した同じ種類の控除枠に記入します。

弥生

STEP-3 特定親族特別控除申告書の記入方法（記入欄Ⓓ）



特定親族の令和8年中の合計所得金額の見積額から特定親族特別控除額を計算します。
番号順に進み、指示に従って申告書の各項目へ該当する金額を入力してください。

便利です

収入の見積額を入力するだけで所得金額を自動で計算できます。

所得金額の計算には〈所得金額計算ツール〉の利用がおすすめです。

PCやスマホをお持ちの方はぜひご利用ください。
https://www.yayoi-kk.co.jp/rd/nen26

記入例

項目❶［特定親族の情報］
特定親族の氏名・続柄・生年月日と住所を入力します。

項目❷［合計所得金額の見積額］
令和8年の収入見積額（見込み額）から控除額を差し引いた額を記入します。
ここでは収入は給与だけ、収入金額を174万円として説明しています。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

個人番号の記載は会社の指示に従ってください。

○特定親族の氏名等　（注）「特定親族」に該当するかは、裏面の3－1の(1)をご確認ください。

	（フリガナ）特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたの続柄	特定親族の生年月日（平16.1.2生～平20.1.1生）	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族と生計を一にする事実	❷特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1	ヤヨイ　ヒロキ 弥生　浩己		子	平成 17年 9月 3日			1,000,000 円	410,000 円 ❹
2				平成 年 月 日			円	円

○控除額の計算　※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

ⓐ特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

❸●控除額の計算（収入が給与だけの場合）

収入が給与だけの場合の収入金額	136万円超159万円以下	159万円超164万円以下	164万円超169万円以下	169万円超174万円以下	174万円超179万円以下	179万円超184万円以下	184万円超189万円以下	189万円超194万円以下	194万円超197万円以下
ⓑ（対応する特定親族の本年中の合計所得金額の見積額）	62万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

項目❸［控除額の計算］
項目❷の「合計所得金額の見積額」をこの表の上段に記載された見積額と照らし合わせ、対応する下段の控除額を選びます。

申告書記載の計算表ⓐは給与所得の他に事業所得や配当所得など、複数の収入がある場合に参照します。
収入が給与所得だけの場合は、ⓑの計算表を参照してください。

項目❹［特定親族特別控除の額］
項目❸で選んだ控除額を記入します。

申告書の記入は以上で終わりです。

お疲れさまでした。
最後に01ページの
「●申告書記入後の最終確認」に戻って
提出前のチェックを行いましょう。